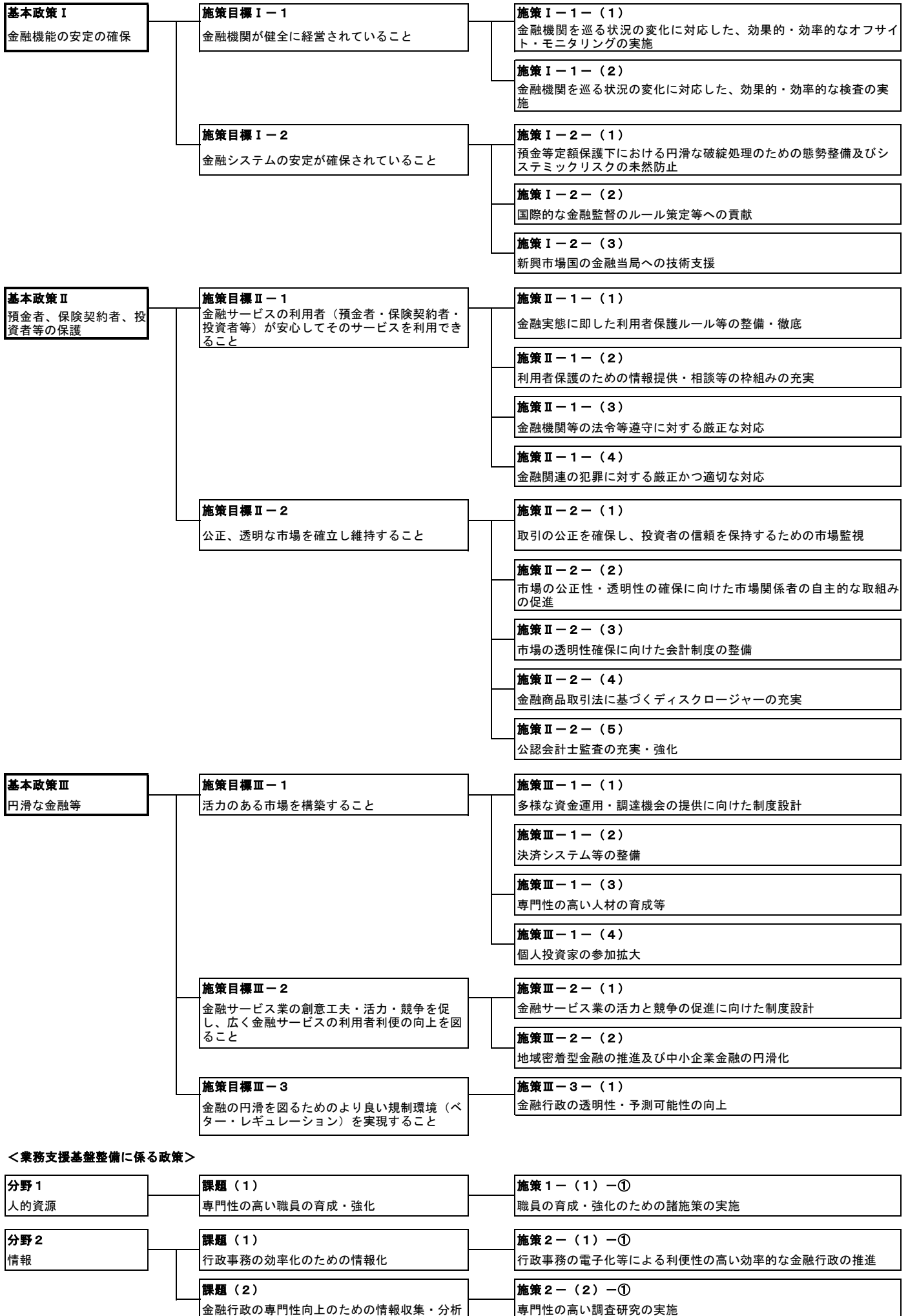


# 平成20年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成20年7月～21年6月)

平成21年8月  
金融庁

平成20年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



## 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマ  
リット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、  
監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局  
銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成21年8月

<b>施策名</b>	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施  (平成20年度実績評価書：31頁)	<b>施策体系上の位置付け</b>  施策Ⅰ-1-(1)																														
<b>施策の概要</b>	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、モニタリング・システムの機能強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとする。																															
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 極めて厳しい経済・金融情勢の中ではあるが、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後より一層、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっている。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がり、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(効率性) 検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができた。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</li> <li>・金融機関のリスク管理の高度化</li> <li>・金融コングロマリットに対するモニタリングの実施</li> <li>・早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用</li> <li>・市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td rowspan="4">各業態の健全性指標(自己資本比率)</td> <td rowspan="4">%</td> <td rowspan="4">主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合</td> <td>13.3</td> <td>12.3</td> <td>12.4</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>10.4</td> <td>10.3</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>12.0</td> <td>11.7</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>10.2</td> <td>10.0</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合	13.3	12.3	12.4		金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。	10.4	10.3	10.5	12.0	11.7	11.8	10.2	10.0	10.1
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			19年3月末	20年3月末	21年3月末																											
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合	13.3	12.3	12.4		金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																								
				10.4	10.3	10.5																										
				12.0	11.7	11.8																										
				10.2	10.0	10.1																										
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>  第169回国会施政方針演説	<b>年月日</b>  平成20年1月18日	<b>記載事項(抜粋)</b>  米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。																													

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：検査局総務課

<b>施策名</b>	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (平成20年度実績評価書：43頁)	<b>施策体系上の位置付け</b>  施策 I-1-(2)																																				
<b>施策の概要</b>	ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とし、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、平成20検査事務年度検査基本方針に検査マニュアル前文五原則に則った取組みを推進する旨明記し、検査重点事項として各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施するとともに、20年1月より全面施行した金融検査評定制度について、経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用に努めた。																																					
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)                  施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)                  金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(有効性)                  金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があった。</p> <p>(効率性)                  当局の人員が限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めたことにより、効果的な検査を実施することができた。</p> <p>(反映の方向性)                  ・リスクテイクとリスク管理の両面からの金融機関の態勢の検証                  ・金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等の検証                  ・中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備                  ・資金決済法施行に伴う検査体制の整備                  ・保険会社の検査の高度化を図るための体制整備                  ・法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>—</td> <td>83.8</td> <td>81.1</td> <td>毎年度</td> <td rowspan="3">金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> <tr> <td>検査実績件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>705</td> <td>647</td> <td>585</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査指摘内容</td> <td colspan="6">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。	検査実績件数	件		705	647	585		検査指摘内容	※左記指標は、定性的指標である。						
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																									
			18年度	19年度	20年度																																	
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																														
	検査実績件数	件		705	647	585																																
	検査指摘内容	※左記指標は、定性的指標である。																																				
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																																			

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止  (平成20年度実績評価書：52頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策 I-2-(1)</p>																													
<p>施策の概要</p>	<p>預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの精度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止を図っていく。</p>																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(効率性) 各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止を図ることができた。</p> <p>(反映の方向性) ・ 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 ・ 預金保険法第102条の適切な運用 ・ 名寄せデータの精度の維持・向上 ・ 関係機関との連携強化</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1373 1233 1704"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること</td> <td>預金保険制度の国民の認知度</td> <td>% (「知っている」、「内容まで知っていた」、「見開きしたこと」はあった」と回答した世帯の合計)</td> <td></td> <td>80.9</td> <td>81.3</td> <td>81.2</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td>預金取扱金融機関への検査数</td> <td></td> <td>294</td> <td>269</td> <td>249</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っている」、「内容まで知っていた」、「見開きしたこと」はあった」と回答した世帯の合計)		80.9	81.3	81.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																	
				18年度	19年度	20年度																									
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っている」、「内容まで知っていた」、「見開きしたこと」はあった」と回答した世帯の合計)		80.9	81.3	81.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。																							
	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																												

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課国際会計調整室、監督局総務課国際監督室

評価実施時期：平成21年8月

<p><b>施策名</b></p>	<p>国際的な金融監督のルール策定等への貢献  (平成20年度実績評価書：59頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策 I-2-(2)</p>																															
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たしていく。</p>																																
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融庁に関連する様々な国際会議等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、EPA及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効である。</p> <p>(効率性) 国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、会議に参加し、積極的に発言していくことが、より効率的であり、また、監督当局間の連携強化についても、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、効率的である。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際金融監督機関等における国際的なルール策定等への積極的な貢献等</li> <li>海外監督当局との連携強化等</li> <li>マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1496 1233 1803"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること</td> <td>金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指標等の策定数</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指標等の策定数	%						国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。	※左記指標は、定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				18年3月末	19年3月末	20年3月末																											
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指標等の策定数	%						国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																									
※左記指標は、定性的指標である。																																	
<p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b></p>	<p><b>施政方針演説等</b></p> <p>第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)「金融・世界経済に関する首脳会合宣言」</p> <p>第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)「回復と改革のためのグローバル・プラン」</p>	<p><b>年月日</b></p> <p>平成20年11月15日</p> <p>平成21年4月2日</p>	<p><b>記載事項(抜粋)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な金融危機の再来を防止するため、金融市場と規制枠組みを強化する改革を実施する。</li> <li>改革のための5つの共通原則と整合的な政策の実施に取り組む。</li> <li>金融危機の再発防止のために必要なあらゆる行動をとる。</li> <li>貸出を回復するために金融システムを修復する。</li> <li>信頼を取り戻すために金融規制を強化する。</li> </ul>																														

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局総務課国際室、監視委員会総務課

<b>施策名</b>	新興市場国の金融当局への技術支援 (平成20年度実績評価書：73頁)	施策体系上の位置付け  施策 I-2-(3)																					
<b>施策の概要</b>	世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、わが国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していく。																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                      施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)                      世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定化を図ることは、わが国にとって極めて重要であるが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情であるため、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要がある。</p> <p>(有効性)                      各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ている。</p> <p>(効率性)                      アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応えたものとなっている。また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等により、短期間に集中的な講義を行うことが可能となっている。</p> <p>(反映の方向性)                      ・技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生に対するアンケート調査の結果</td> <td>%</td> <td>(有効性) 欄を参照。</td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td>中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生に対するアンケート調査の結果	%	(有効性) 欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																		
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生に対するアンケート調査の結果	%	(有効性) 欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等  世界経済・金融危機に関する東アジア首脳会議による共同プレス声明	年月日  平成21年6月3日	記載事項(抜粋)  ・世界に開かれた成長センターとしてのアジアの重要な役割に留意しつつ、金融規制を含む金融部門の強化に関するものを始めとする、地域の金融協力の重要性を再確認した。																				

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成21年8月

施策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 (平成20年度実績評価書：78頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-1(1)
-----	--	--------------------------

施策の概要	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指している。 そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要がある。
-------	---

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済が持続的に成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。そのためには、金融商品取引法、貸金業法、振り込み詐欺救済法、預貯金者保護法等の整備及び円滑な施行・運用など利用者保護の取組みを進める必要がある。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の改正や生命保険のセーフティネットの見直し等の制度整備が着実に行われているほか、一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数が5件以上の人数の低下やICキャッシュカードを導入済みの金融機関の増加等利用者保護ルールの適切な運用も行われている。 また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等のうち、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係るものが占める割合やP I O - N E Tにおける金融関連の消費生活相談の件数、業界団体における苦情・相談の受付件数が低下しているなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の効果があった。</p> <p>(効率性) 金融実態に対応した利用者保護のため取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、振り込み詐欺救済法の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことで利用者保護の取組みを進めるなど効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性) ・22年6月に第4段階施行の期限を迎える改正貸金業法の円滑な施行 ・21年6月に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律の円滑な施行 ・外国為替証拠金取引（FX取引）に係る規制の円滑な施行 ・内部統制報告制度のレビューの継続 ・多重債務問題改善プログラムの継続 ・利用者保護の観点から消費者庁と適切な連携</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p>
------------------------	--

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				18年度	19年度	20年度			
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。	
	各業界団体における苦情・相談の受付状況	千件		—	184	174			
	PIO-NETにおける金融関連の消費生活相談情報の状況	万件		17.5	18	17.5			
	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	百万円		—	—	657 (注1)			
	偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード (%) (注2)			97.5	96.6	98.3		
		盗難キャッシュカード (%) (注2)			62.8	56.4	51.9		

(注1)平成20年度中に預金保険機構が実施した公告(計9回、延べ345金融機関分)による。  
(注2)平成20年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合(件数ベース)。(金融機関において調査・検討中のものを除く)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。



# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、  
 総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信  
 用制度参事官室、監督局総務課金融会社室

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実                  (平成20年度実績評価書：87頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け                  施策Ⅱ-1-(2)</p>																																										
<p>施策の概要</p>	<p>国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。</p>																																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性)                  金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進んでいることや、多重債務者発生予防のために金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠である。</p> <p>(有効性)                  金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、開設以来継続して高い水準にあり、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができた。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要部数全てを配布することで各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が進み、多重債務を苦にした自殺者が減少している。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があつた。</p> <p>(効率性)                  金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイト媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性)                  ・金融経済教育の充実                  ・当局における相談体制並びに金融ADR制度の創設等を踏まえた業界団体等における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実                  ・金融行政に関する広報の充実                  ・多重債務者のための相談体制等の整備</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1473 1232 1823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>国民の金融知識の状況</td> <td>%</td> <td>37.5 19年度</td> <td>37.3</td> <td>37.5</td> <td>36.6</td> <td>19年度より向上</td> <td rowspan="4">多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> <tr> <td>シンポジウムの開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パンフレットの配布実績</td> <td>部</td> <td></td> <td>27万</td> <td>62万</td> <td>18万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4		パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万		金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640	
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																															
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																																							
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																																				
	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4																																						
	パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万																																						
	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等                  経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日                  平成20年6月27日</p> <p>記載事項(抜粋)                  第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築                  3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等                  ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。</p>																																										

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>金融機関等の法令等遵守態勢の確立  (平成20年度実績評価書：101頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策Ⅱ-1-(3)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。そこで、金融機関等の法令等遵守態勢を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、再発の防止や、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があった。</p> <p>(効率性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られる。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた効率的な取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資する。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等による自主的な取組みの懲逸</li> <li>厳正かつ迅速な行政処分</li> <li>金融機関等の業務改善に向けた取組みのフォローアップ</li> <li>行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止</li> <li>業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1491 1232 1794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td>4382</td> <td>4420</td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件			4382	4420		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				19年3月末	20年3月末	21年3月末																		
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件			4382	4420		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

評価実施時期：平成21年8月

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 (平成20年度実績評価書：108頁)	施策体系上の位置付け																																																																				
		施策Ⅱ-1-(4)																																																																				
施策の概要	<p>金融機関は、利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点を踏まえ、預金口座の不正利用対策や、偽造キャッシュカード等による被害の防止策を講じる必要がある。このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととする。</p>																																																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)            施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)            預金口座の不正利用や偽造キャッシュカード等による被害を防止するためには、金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)            口座の不正利用問題、偽造キャッシュカード等の問題に関する、金融機関に対する各種の情報提供や、業界団体を通じた当該問題への取組みに関する要請を行うことにより、金融機関による、当該問題に関する適切な現状分析を可能とすると同時に認識の共通化が図られ、被害の防止に向けた金融機関の取組みが促進される。</p> <p>(効率性)            当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われている。</p> <p>(反映の方向性)            ・不正口座利用に関する金融機関等への情報提供            ・預金口座の不正利用問題に対する適切な対応についての検討等            ・振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進            ・金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等のフォローアップ実施</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること</td> <td rowspan="2">口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数</td> <td>利用停止(件数)</td> <td></td> <td>41,606</td> <td>41,972</td> <td>46,731</td> <td></td> <td rowspan="5">利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>強制解約等(件数)</td> <td></td> <td>32,622</td> <td>32,417</td> <td>38,646</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</td> <td>情報提供件数</td> <td></td> <td>2,395</td> <td>3,482</td> <td>5,019</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況</td> <td>被害者に対する支払額(百万円)(注1)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>657</td> <td></td> </tr> <tr> <td>偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</td> <td>偽造キャッシュカード(注2)</td> <td></td> <td>97.5</td> <td>96.6</td> <td>98.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率</td> <td rowspan="3">ICキャッシュカード対応ATM(注3)</td> <td></td> <td>63.9(19年度)</td> <td>42.8</td> <td>63.9</td> <td>75.7</td> <td rowspan="3">前年度(19年度)実績より向上</td> </tr> <tr> <td>盗難キャッシュカード(注2)</td> <td></td> <td>62.8</td> <td>56.4</td> <td>51.9</td> </tr> <tr> <td>生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM(注3)</td> <td></td> <td>33.2(19年度)</td> <td>14.6</td> <td>33.2</td> <td>42.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 20年度中に預金保険機構が実施した公告(計9回、延べ345金融機関分)による。            (注2) 20年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合(件数ベース)。(金融機関において調査・検討中のものを除く)            (注3) 各年度末におけるATM台数に占める割合。</p>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数	利用停止(件数)		41,606	41,972	46,731		利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。	強制解約等(件数)		32,622	32,417	38,646		金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	情報提供件数		2,395	3,482	5,019		振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	被害者に対する支払額(百万円)(注1)		—	—	657		偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード(注2)		97.5	96.6	98.3		金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM(注3)		63.9(19年度)	42.8	63.9	75.7	前年度(19年度)実績より向上	盗難キャッシュカード(注2)		62.8	56.4	51.9	生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM(注3)		33.2(19年度)	14.6	33.2
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																												
				18年度	19年度	20年度																																																																
金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数	利用停止(件数)		41,606	41,972	46,731		利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。																																																														
		強制解約等(件数)		32,622	32,417	38,646																																																																
	金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	情報提供件数		2,395	3,482	5,019																																																																
	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	被害者に対する支払額(百万円)(注1)		—	—	657																																																																
		偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード(注2)		97.5	96.6	98.3																																																															
金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM(注3)		63.9(19年度)	42.8	63.9	75.7	前年度(19年度)実績より向上																																																															
		盗難キャッシュカード(注2)		62.8	56.4	51.9																																																																
		生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM(注3)		33.2(19年度)	14.6	33.2		42.1																																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																			

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (平成20年度実績評価書：115頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(1)</p>																																																																							
<p>施策の概要</p>	<p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、情報収集・分析、取引審査、調査・検査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。</p>																																																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（フォワードルッキング・アプローチに基づく監視の強化や市場監視体制の更なる充実・強化等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国の金融・資本市場を公正・透明なものとするためには、適正な市場監視を行い、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する必要がある。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成することは、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献することとなる。さらには、不正ファイナンスのリスクの増大、新たな取引や新たな市場の出現等による監視対象の拡大など、証券取引等監視委員会における市場監視の必要性は、ますます高まっている。</p> <p>(有効性) 金融・資本市場に関する幅広い情報収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対処により、不正な取引等の未然防止の抑止力として有効に機能している。</p> <p>(効率性) 我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、「コンプライアンスWAN」の利用開始による売買審査のための取引に係るデータ授受の迅速化、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の議論を踏まえ、内部管理態勢に着目した検査の充実のほか、専門家を積極的に採用し、調査・検査体制の強化を図るなど、実効性のある効率的な市場監視を実施している。また、証券取引等監視委員会のタイムリーな取組みを踏まえた情報発信をすることにより、不正な取引等の効率的な未然抑止に効果をあげている。</p> <p>(反映の方向性) ・市場を取り巻く環境変化に的確に対応するため、審査、検査、調査のより実効性ある監視態勢の構築及び国内外の関係当局等との連携強化に必要な人員の確保 ・電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）に対応するための環境整備 ・審判手続室における審判手続の適切かつ迅速な運営等の確保</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1350 1177 1823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値 (件)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する</td> <td>情報受付件数</td> <td></td> <td></td> <td>6,485</td> <td>5,841</td> <td>6,412</td> <td></td> <td rowspan="8">市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>1,039</td> <td>1,098</td> <td>1,031</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券検査実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>192</td> <td>233</td> <td>228</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券検査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td>28</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課徴金調査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>21</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示検査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯則事件の告発実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td>10</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講演会等の実施件数</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">(20年度)</td> <td>125</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	基準値 (年度)	基準値 (年度)	実績値 (件)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数			6,485	5,841	6,412		市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい	取引審査実施件数			1,039	1,098	1,031		証券検査実施件数			192	233	228		証券検査に係る勧告実施件数			28	28	18		課徴金調査に係る勧告実施件数			9	21	20		開示検査に係る勧告実施件数			5	10	12		犯則事件の告発実施件数			13	10	13		講演会等の実施件数			(20年度)		125	
達成目標	指標名	基準値 (年度)	基準値 (年度)					実績値 (件)					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																											
				18年度	19年度	20年度																																																																			
市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数			6,485	5,841	6,412		市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい																																																																	
	取引審査実施件数			1,039	1,098	1,031																																																																			
	証券検査実施件数			192	233	228																																																																			
	証券検査に係る勧告実施件数			28	28	18																																																																			
	課徴金調査に係る勧告実施件数			9	21	20																																																																			
	開示検査に係る勧告実施件数			5	10	12																																																																			
	犯則事件の告発実施件数			13	10	13																																																																			
	講演会等の実施件数			(20年度)		125																																																																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 市場強化プラン(金融・資本市場競争力強化プラン) 経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日 平成19年12月21日 平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋) I. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。 第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑤国際競争力ある成長分野の創出 ・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討す</p>																																																																						

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局企画課、監督局証券課

<p>施策名</p>	<p>市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進  (平成20年度実績評価書：132頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策Ⅱ-2-(2)</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要がある。 我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者である金融商品取引所や市場仲介者としての金融商品取引業者の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要である。</p> <p>(有効性) 金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等が行われたほか、各関係団体による苦情・紛争解決サービス提供に向けたさらなる取組みが行われるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進んでいる。 こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながったものである。 他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が増加していることに加え、相談等の内容について区分して見た場合に、不適正な行為や業者の態勢等に関する相談等の受付件数も増加していることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(効率性) 市場の公正性・透明性を確保するための措置の実施に当たっては、規制当局の取組みのみならず、金融商品取引所及び各業界団体が行う自主規制が、その自律性、専門性、機動性等の特性を活かしつつ、適切に機能することが効率的な方策である。</p> <p>(反映の方向性) ・自主規制機関との適切な連携等 ・取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1415 1232 1751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定投資者保護団体の認定の申請件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。		認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				18年度	19年度	20年度																											
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																									
	認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局企業開示課

<p>施策名</p>	<p>市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 (平成20年度実績評価書：137頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(3)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>我が国会計基準は、ASBJにおいて、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっている。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく必要がある。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっている（EUにおける会計基準の同等性評価の決定や、IASCFモニタリング・ボードの創設）が、環境の変化（会計基準に関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局等との対話の促進を図っていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきている。我が国におけるコンバージェンスの進捗を前提としてEUにおける会計基準の同等性評価が決定されたことや、IASCFモニタリング・ボードの創設により、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する機構に金融庁が参加するということが、企業会計審議会により我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表されたこと等から、企業財務報告の適正化を通じた金融資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 金融庁と国内関係者は、官民連携して十分な意見交換を行いつつ、それぞれの専門的知見を活用しながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>(反映の方向性) ・会計基準のコンバージェンスに向けた取組み ・国際的な基準設定プロセスへの早期段階からの関与と、基準設定主体のガバナンス強化に向けた国際的な議論への貢献 ・国内におけるASBJにおける会計基準等の整備・改善に向けた活動</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1406 1232 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況等を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること</td> <td>ASBJのコンバージェンスに対する取組状況&lt;ASBJプロジェクト計画表の進捗度&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参照する。</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況等を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJのコンバージェンスに対する取組状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				18年度	19年度	20年度																		
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況等を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJのコンバージェンスに対する取組状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 生活対策 経済危機対策</p>	<p>年月日 平成20年10月30日 平成21年4月10日</p>	<p>記載事項(抜粋) 国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値(時価)の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する 企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート</p>																					

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局企業開示課、監督局証券課

<p>施策名</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (平成20年度実績評価書：143頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(4)</p>																					
<p>施策の概要</p>	<p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものであることから、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る。 また、ディスクロージャーの電子化については、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進する。 さらに、信用格付業者に対する登録制の導入により、規制・監督を通じた信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待される。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (必要性) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためにはディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入が必要不可欠である。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。 また、ディスクロージャーの電子化は、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化の推進が必要である。 さらに資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要である。 (有効性) 20年4月1日以後開始する事業年度より適用されている内部統制報告制度の円滑な導入により、財務情報の信頼性が高まっている。 また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まったことは、証券市場の活性化に資する。 さらに、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入するための法整備を行ったことは、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護に資する。 (効率性) 新興市場への上場企業を対象に実施した内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートについては、各証券取引所の協力のもと、低コストでより多くの対象者からアンケートの回答を回収することができた。 EDINETの再構築については、XBRLを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼働している。 (反映の方向性) ・内部統制報告書の提出状況の調査など内部統制報告制度のレビューを引き続き行い、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討 ・タクソノミの国際的な共通仕様を確定させ、これに基づくタクソノミ開発を実施し、新EDINETに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保 ・格付会社に係る規制については、政令・内閣府令の整備に取り組むほか、欧米をはじめとする外国当局と適切に連携 <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1458 1177 1814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>EDINETサイトへのアクセス件数 (注)目標値・達成時期は、事務上の性格上、設定していない。</td> <td>万件</td> <td>32</td> <td>100</td> <td>444</td> <td></td> <td>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数 (注)目標値・達成時期は、事務上の性格上、設定していない。	万件	32	100	444		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
				18年度	19年度	20年度																	
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数 (注)目標値・達成時期は、事務上の性格上、設定していない。	万件	32	100	444		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 生活対策 金融・世界経済に関する首脳会合 経済危機対策</p>	<p>年月日 平成20年10月30日 平成20年11月15日 平成21年4月2日 平成21年4月10日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 具体的施策 (第2の重点分野) 金融・経済の安定強化 4. 金融資本市場安定対策 ○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組 ・格付会社に係る規制の検討 「合意され強化された国際行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等について合意 第2章 具体的施策 1. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 2. 金融対策 ○開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化 ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善</p>																				

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期：平成21年8月

<b>施策名</b>	公認会計士監査の充実・強化  (平成20年度実績評価書：152頁)	<b>施策体系上の位置付け</b>  施策Ⅱ-2-(5)																														
<b>施策の概要</b>	我が国の資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																															
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                      施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（監査に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                      公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p><b>(有効性)</b>                      監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっている。</p> <p><b>(効率性)</b>                      監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改定等を行ったことは、監査事務所の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準等の整備に係る対応</li> <li>・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</li> <li>・ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等</li> <li>・ 諸外国の監査監督機関との協力・連携</li> <li>・ 公認会計士試験の実施の改善</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、主に定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。	※左記指標は、主に定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																											
厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																								
※左記指標は、主に定性的指標である。																																
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																													



# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局信託法令準備室、総務企画局企画信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 (平成20年度実績評価書：160頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-1-(1)</p>																																				
<p>施策の概要</p>	<p>利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために金融機関の販売チャネルの拡大や取引所における取扱商品の多様化等について検討・整備を進める必要がある。</p>																																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、多様で良質な金融商品・サービスが提供され、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数が増加しているのは、米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融資本市場の混乱もその要因と考えられる。他方で、第二種金融商品取引業者の登録数や適格機関投資家の届出数等が増加しており、多様な金融商品・サービスの提供が進んでいる。 また、預金取扱金融機関の店舗数等に低下傾向が見られるものの、証券会社の営業所数や銀行代理店数等が増加傾向が見られるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は順調に進んでいる。 この他、20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に関連する政令・内閣府令の整備を受けてT O K Y O A I M取引所が創設される等、一定の効果が現れている。</p> <p>(効率性) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、金融機関等の対応によりもたらされており、効率的に施策効果が実現されているものである。</p> <p>(反映の方向性) ・銀行等による保険販売規制の見直しについて、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、弊害防止措置等について22年末を目途に所要の見直しを行う ・取引所の相互乗入れ等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（21年6月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令を整備</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1330 1232 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> <td rowspan="3">利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数</td> <td>者</td> <td></td> <td>78</td> <td>439</td> <td>634</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ETFの上場数</td> <td>銘柄</td> <td></td> <td>14</td> <td>39</td> <td>69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。	平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数	者		78	439	634		ETFの上場数	銘柄		14	39	69	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				18年度	19年度	20年度																																
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。																														
	平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数	者		78	439	634																																
	ETFの上場数	銘柄		14	39	69																																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007 経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日 平成19年6月19日 平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋) 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。 ① 取引所の競争力の強化 取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。 「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</p>																																			

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

評価実施時期：平成21年8月

施策名	施策体系上の位置付け																																						
	施策Ⅲ-1-(2)																																						
<p>決済システム等の整備</p> <p>(平成20年度実績評価書：169頁)</p>																																							
<p><b>施策の概要</b></p> <p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。例えば、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱等を背景として、国内外の決済システムの相互依存関係が一段と強まっていることから、資金決済システムを強化する必要性が高まっており、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。</p>																																							
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた政令・内閣府令等の整備の取組みや電子記録債権制度の着実な実施に向けた取組み等を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>株式等振替制度を円滑に実施したことにより、株券紛失等のリスクの削減、発行者に係るコストの削減、株主管理の効率化等が図られた。電子記録債権制度の導入により、事業者の資金調達の円滑化が図られることとなった。また、資金決済に関する制度整備を図ったことにより、従来銀行等のみ認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行うことができるようになり、前払式支払手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額等が記録されるカードと同様に適切な規制が及ぶこととなり、銀行間の資金決済の円滑な実施を確保するため、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行えることとなった。これらの取組みにより、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に向けて、大きな成果が上がっている。</p> <p>(効率性)</p> <p>安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築するために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>なお、資金決済システムにおける国際標準化への対応等については、民間主体の取組みをフォローアップするという手法をとっているほか、民間による電子記録債権制度の活用が進むよう、関係機関との連携や周知・広報を図るなど、民間の取組みも踏まえ施策を進める。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金決済に関する法律の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等を整備</li> <li>電子記録債権の普及・利用促進に向けて、引き続き利用者への普及啓発等に取り組むほか、実務・運用のあり方について検討が進むよう、制度の着実な実施に向けて、今後も関係方面との適切な連携</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること</td> <td>平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>振替制度の実施及び稼働状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電子記録債権制度の導入及び稼働状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、定性的指標である。</p>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。		振替制度の実施及び稼働状況								電子記録債権制度の導入及び稼働状況						
	達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																										
18年3月末			19年3月末	20年3月末																																			
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。																															
	振替制度の実施及び稼働状況																																						
	電子記録債権制度の導入及び稼働状況																																						
<p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b></p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>I 成長力底上げ戦略【具体的手段】</p> <p>(3) 中小企業底上げ戦略</p> <p>②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ(業種横断的な共通基盤対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度)</li> <li>・電子記録債権の推進、(後略)</li> </ul> <p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p>																																				

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課、総務企画局政策課、公認会計士・監査審査会事務局  
(再掲)

評価実施時期：平成21年8月

施策名	施策体系上の位置付け																						
	施策Ⅲ-1-(3)																						
<p>専門性の高い人材の育成等</p> <p>(平成20年度実績評価書：176頁)</p>																							
<p>施策の概要</p> <p>国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、我が国市場を巡る周辺環境整備の一環として、専門性の高い人材の育成等について、幅広く取り組む。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み)を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、専門性の高い人材の確保であることから、我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備し、その競争力を強化していくためには、金融サービス業や法律・会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要がある。</p> <p>(有効性) 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があることから、金融庁における取組みは、人材育成のための環境整備が中心となるが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えている。</p> <p>(効率性) 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出は不要である。</p> <p>(反映の方向性) ・高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についての取組みの充実・検討 ・公認会計士試験の実施の改善</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末			%						
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																		
		%																					
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																				

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

評価実施時期：平成21年8月

施策名	個人投資家の参加拡大  (平成20年度実績評価書：180頁)	施策体系上の位置付け  施策Ⅲ-1-(4)																																																				
	<p>少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、「貯蓄から投資へ」の流れは引き続き重要である。</p>																																																					
施策の概要	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなど、政策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動などの外部環境の変化等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（個人投資家が投資しやすい環境の整備等）に一層取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。 また、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大を通じて、内外の企業等に成長資金が適切に供給されることにより、我が国経済の持続的な成長の確保が図られることも期待される。</p> <p><b>(有効性)</b> 株価等の大幅な変動等の影響もあり、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等が低下した一方、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等は増加するなどしており、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、今後も、更なる取組みが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> 個人投資家の参加拡大のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。なお、金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイトを媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> ・安心して投資できる環境の整備 ・「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ・金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実 ・金融経済教育の充実 ・ETF（上場投資信託）の多様化</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>10.9</td> <td>9.3</td> <td>6.7</td> <td></td> <td rowspan="4">国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>個人株主数の推移</td> <td>万人</td> <td></td> <td>3,928</td> <td>3,996</td> <td>4,224</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定口座数の推移</td> <td>万口座</td> <td></td> <td>753</td> <td>806</td> <td>847</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定投資者保護団体の認定の申請件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ETFの上場数</td> <td>銘柄</td> <td></td> <td>14</td> <td>39</td> <td>69</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		10.9	9.3	6.7		国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。	個人株主数の推移	万人		3,928	3,996	4,224		特定口座数の推移	万口座		753	806	847		認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2			ETFの上場数	銘柄		14	39	69		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																								
				18年度	19年度	20年度																																																
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		10.9	9.3	6.7		国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。																																														
	個人株主数の推移	万人		3,928	3,996	4,224																																																
	特定口座数の推移	万口座		753	806	847																																																
	認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2																																																
	ETFの上場数	銘柄		14	39	69																																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																			
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</p> <p>・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成20年以内に結論を得る。</p>																																																			
	生活対策	平成20年10月30日	<p>◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。 ＜具体的施策＞ ○金融証券税制 ・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。 上場株式等の配当等について、3年間現行税制の延長を行う。 金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。</p>																																																			

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局  
企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 (平成20年度実績評価書：195頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策Ⅲ-2-(1)</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められている。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計を進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化社会が到来する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外・利用者のニーズに適確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みの整備を進める必要がある。</p> <p>(有効性) 20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が円滑に施行され、制度整備が着実に実施されたことを受け、今後、金融グループによる顧客への総合的サービスの提供がなされることが期待される。また、銀行等・保険会社グループによる事業再生の局面にある企業に対する総合的なファイナンス、銀行等・保険会社本体による排出量取引等により顧客に対する質の高いサービスが提供されることが今後期待される。 また、資金移動業の創設により、決済に関する新たなサービスの提供が期待される。さらに、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗した。</p> <p>(効率性) 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。なお、実際の制度整備にあたっては、例えば、利益相反体制の整備状況について、当局による実効的・効率的なモニタリングを可能とする観点から、各金融機関に対して利益相反管理方針の策定・その概要の公表を求めるなど、効率性の観点も踏まえた措置を講じている。</p> <p>(反映の方向性) ・協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について、今後協同組織金融機関の自主的な取組み状況等をフォローアップ ・資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた、政令・内閣府令等の整備 ・金融サービス業の活力や競争を促す制度設計の検討</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1395 1233 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと								内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。	※左記指標は、定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				18年度	19年度	20年度																											
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと								内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。																									
※左記指標は、定性的指標である。																																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														
	<p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>平成20年6月27日</p>	<p>第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑤ 国際競争力ある成長分野の創出 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。</p>																														
	<p>安心実現のための緊急総合対策</p>	<p>平成20年8月29日</p>	<p>第2章 具体的施策 7. 中小企業等活力向上対策 (1) 中小零細企業等への支援 (具体的施策) ○ 資金繰り対策の拡充 ・ 中小・零細企業金融の円滑化(中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援)</p>																														

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課パーゼルII推進室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課

評価実施時期：平成21年8月

施策名	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化 (平成20年度実績評価書：201頁)		施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-2-(2)																														
	施策の概要	<p>中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化を図る。 また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、各種指標には足元では一部に改善の動きも見られるところであり、中小企業金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは成果をあげている。 また、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度となっており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(効率性) 関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて取組む。</li> <li>監督指針に基づく恒久的枠組みの中での各地域金融機関の自主的な取組みの促進及びそのフォローアップ等。</li> <li>「地域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)の開催による有識者等を交えた意見交換等。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域密着型金融の推進が図られること</td> <td>①地域密着型金融の推進</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td rowspan="2">中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>②中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>②中小企業金融の円滑化</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。	②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																							
				19年3月末	20年3月末	21年3月末																											
①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。																									
②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>II サービス革新戦略</p> <p>(2) 地域経済の成長力向上</p> <p>②地域金融機関の収益基盤強化</p> <p>金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p>																														
経済危機対策	平成21年4月10日	<p>第2章 具体的施策</p> <p>1. 緊急的な対策—「底割れ」の回避</p> <p>2. 金融対策</p> <p>◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。</p> <p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>○円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)</p>																															

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室(再掲)、検査局総務課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>金融行政の透明性・予測可能性の向上  (平成20年度実績評価書：216頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け  施策Ⅲ-3-(1)</p>																					
<p>施策の概要</p>	<p>金融規制のさらなる質的向上(ベターレギュレーション)の4本柱の一つとして位置付けられる「行政対応の透明化・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要であり、情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から予測可能性をさらに向上させる。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要である。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報、監督指針等の公表が必要である。</p> <p>(有効性) 21年6月に実施した「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートの結果」において、金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表が金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するとの趣旨の評価が多数あり、前回のアンケート公表時に今後の課題として掲げた、職員へのさらなる徹底、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充、という3つの項目についても、相応の進捗があるとの回答があったことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮している。</p> <p>(効率性) 検査・監督に関する基準の設定や実際に実施した検査や行政処分の事例等をウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができた。 また、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資する。 新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張し、ウェブサイト利用者への効率的な利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティの向上、重要な政策を中心とした英訳の推進</li> <li>広報体制の強化</li> <li>行政処分等において行った法令解釈の周知、法令等遵守に係る監督指針等の整備等</li> <li>ノーアクションレター制度の的確な運用及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1525 1233 1827"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること</td> <td>ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、定性的指標である。</p>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
			19年3月末	20年3月末	21年3月末																		
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。															
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等  金融・資本市場競争力強化プラン</p>	<p>年月日  平成19年12月21日</p> <p>記載事項(抜粋)  より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の4点を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。 ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組み合わせ ② 優先課題の早期認識と効果的対応(リスク・フォーカス、フォワードルッキングなアプローチ) ③ 金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視 ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上</p>																					

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

施策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施 (平成20年度実績評価書：226頁)		施策体系上の位置付け																																				
			業Ⅰ-(1)-①																																				
施策の概要	ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 金融実務に関する専門的な研修については、「ファイナンス研修」等を新設するなど、受講機会を拡大したことから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、職員の資質の向上に一定の効果があった。</p> <p>(効率性) 研修資料について、外部に発注すべきものを精査することにより、印刷製本費を大幅に削減した。また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っている。</p> <p>(反映の方向性) ・研修内容の充実・強化 ・任用体制の確立・任用の柔軟化</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職員の資質の向上を図ること</td> <td rowspan="2">研修実施件数及び受講者数</td> <td>受講コース</td> <td>(18年度)</td> <td>51</td> <td>58</td> <td>65</td> <td>—</td> <td rowspan="3">金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>(18年度)</td> <td>3,467</td> <td>5,372</td> <td>6,590</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受講生による研修内容に関する評価結果</td> <td>5段階評価</td> <td>3以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.9</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	職員の資質の向上を図ること	研修実施件数及び受講者数	受講コース	(18年度)	51	58	65	—	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。	受講者数	(18年度)	3,467	5,372	6,590	—		受講生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	3以上	—	—	3.9	—
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																													
				18年3月末	19年3月末	20年3月末																																	
職員の資質の向上を図ること	研修実施件数及び受講者数	受講コース	(18年度)	51	58	65	—	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。																															
		受講者数	(18年度)	3,467	5,372	6,590	—																																
	受講生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	3以上	—	—	3.9	—																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				



## 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：総務課企画局総務課情報・業務企画室、総務企画局総務課管理室、  
総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、  
証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成21年8月

<b>施策名</b>	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (平成20年度実績評価書：231頁)	<b>施策体系上の位置付け</b> 業Ⅱ-(1)-①																														
<b>施策の概要</b>	電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、「電子政府構築計画」等に即し、業務・システムの最適化の実施、情報システム調達の適正化の取組みを行う。																															
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>①業務・システム最適化の実施                  施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>②情報システム調達の適正化                  施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)                  「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(有効性)                  ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」②有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画③金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。                  ①については、平成23年度から業務処理時間や経費の削減が見込まれ、②については、20年度において、業務処理時間9,356時間、経費671,266千円の削減が図られた。また、③についても、20年度において、業務処理時間800時間、経費13,630千円の削減が図られた。</p> <p>(効率性)                  情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に設置した、長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によりコストの適正化を図った。</p> <p>(反映の方向性)                  ・業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進。                  ・引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>経費削減額 業務処理時間の短縮</td> <td></td> <td>※ 上記（有効性）欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図ること</td> <td>情報システム調達会議の実施内容</td> <td></td> <td>※ 本指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額 業務処理時間の短縮		※ 上記（有効性）欄を参照。					「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の実施内容		※ 本指標は、定性的指標である。					「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
			18年度	19年度	20年度																											
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額 業務処理時間の短縮		※ 上記（有効性）欄を参照。					「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																								
情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の実施内容		※ 本指標は、定性的指標である。					「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																								
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項（抜粋） 第2章 成長力の成果 Ⅰ. 経済成長戦略 Ⅱ 全員参加経済戦略 ③世界最先端のIT国家化 ・「国民の利便性向上・企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。」																													

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：総務企画局企画課研究開発室

<b>施策名</b>	専門性の高い調査研究の実施  (平成20年度実績評価書：237頁)	<b>番号</b>	政策体系上の位置付け  業Ⅱ-(2)-①																																				
<b>施策の概要</b>	金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化が進展している。金融情勢の変化に的確に対応し、適切な行政運営を確保するため、専門性の高い調査研究を行い、庁内へのフィードバックを一層充実させる。																																						
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                  近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保していくためには、以前にも増して、金融行政に係わるあらゆる分野において、専門性の高い調査研究の実施が必要であり、また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の還元を図っていくことが欠かせない。</p> <p><b>(有効性)</b>                  研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であり、また、こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後の一層の(外部)アカデミズムの知見の活用資するものであり、金融行政の専門性の向上につながっている。</p> <p><b>(効率性)</b>                  研究官等による研究結果の庁内外への公表は、センター・ディスカッションペーパーは基本的にセンターウェブサイト上でのみ公表し、センター発行の論文集『FSAリサーチ・レビュー第5号』についても、必要最低限の印刷を行い有識者に配布するにとどめ、センターウェブサイト上での公表を主として行っている。また、調査研究については、常勤の研究官3名にとどまらず、非常勤の特別研究員12名の活用がなされている。国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めること等により、効率的な開催を達成した。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を見通した研究テーマの選定</li> <li>・ 金融行政の質的向上に中・長期的に貢献する研究に加え、短期的な課題と関連した調査研究も一定程度増やす等の研究内容の拡充</li> <li>・ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること</td> <td rowspan="3">・ 研究成果の公表実績 ・ 研究会、ワークショップ等の開催実績</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">※左記指標は定性的指標である。</td> <td>○年度</td> <td>○年度</td> <td>○年度</td> <td rowspan="3">(毎年度)</td> <td rowspan="3">金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>○年度</td> <td>○年度</td> <td>○年度</td> </tr> <tr> <td>○年度</td> <td>○年度</td> <td>○年度</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	・ 研究成果の公表実績 ・ 研究会、ワークショップ等の開催実績		※左記指標は定性的指標である。	○年度	○年度	○年度	(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																									
				○年度	○年度	○年度																																	
調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	・ 研究成果の公表実績 ・ 研究会、ワークショップ等の開催実績		※左記指標は定性的指標である。	○年度	○年度	○年度	(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。																															
				○年度	○年度	○年度																																	
				○年度	○年度	○年度																																	
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																																				